

共通はんだ商品券が「エコポイント交換対象商品」に採用されました

エコポイント 交換商品

省エネ家電の購入を促すエコポイント制度で消費者の方が獲得したエコポイントと交換できる商品の一つに「共通はんだ商品券」が採用されました。

エコポイント1000点で共通はんだ商品券1000円分と交換できます。



エコポイント申請から商品との交換までの流れ(概略)

(郵送申請で「共通はんだ商品券」と交換を希望する場合の一般的な例です)

① 省エネ家電の購入

エアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビを平成21年5月15日から平成23年3月31日までに購入した場合が対象です。(詳しくは家電販売店で…)



② 「ポイント」と「交換商品」を事務局へ申請

申請書を家電販売店や郵便局で入手して、住所など必要事項を記入し、さらにレシートなどの必要書類を所定の用紙に糊付けします。ご自分のエコポイントで交換したい商品の商品コードなどを申請書に記入し、エコポイント事務局へ郵送します。(切手代は本人負担です)



③ 交換商品お知らせ「ハガキ」が到着

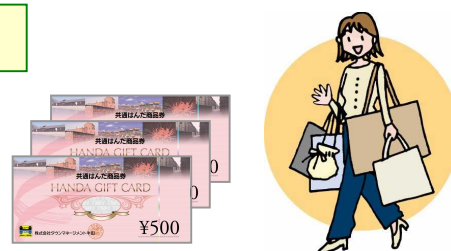
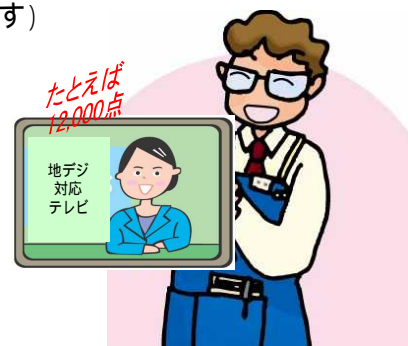
エコポイント事務局が②までの手続き完了を確認した方へ、共通はんだ商品券の発行元である(株)タウンマネジメント半田から、お客様宛に「交換商品のお知らせ」が郵送されます。



④ 交換商品(商品券)を受領

共通はんだ商品券の引換窓口である半田商工会議所または紅茶専門館T'S CAFEで商品券を受領してください。

(注:上記③の通知書との引換えとなりますので通知書を必ずご持参ください)



【問い合わせ先】

エコポイント制度 = グリーン家電エコポイント事務局 TEL0570-064-322 <http://eco-points.jp>

共通はんだ商品券 = (株)タウンマネジメント半田 TEL0569-21-0551 <http://www.tmo-handa.co.jp/ticket.htm>

(株)タウンマネジメント半田の事業者コード: B067 共通はんだ商品券の商品コード: tmh-ken5(=5,000円分の場合)